生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 9 月 8 日

生駒市長 山 下 真

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 生駒市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年2月生駒市条例第1号)の 一部を次のように改正する。

第3条中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の2の規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
 - (生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の廃止)
- 2 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例(平成6年7月生駒市条例第2 2号)は、廃止する。

(生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

3 生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年4 月生駒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育長及び水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。